

第12期(全国)理事会議事録

日時 昭和37年12月5日 18.00~19.00
 場所 台東区浅草三筋町 鍋茶家
 出席者 常任理事11名(正野重方, 畠山久尚, 有住直介, 今井一郎, 神山恵三, 岸保勘三郎, 桜庭信一, 須田建, 淵秀隆, 増田善信, 吉武素二)
 地方理事5名(大谷東平, 倉石六郎, 藤田兼吉, 堀内剛二, 山岡保, 山本義一)
 監事 北岡竜海, 高橋浩一郎

定款第27条により常任理事(13名)および地方理事(7名)の過半数が出席して理事会が成立することを確認し, 正野理事長が議長席につき, 次の報告と議題審議を行なった。

報告1. 定款一部改正する件(淵 理事)

定款一部改正については今春仙台における理事会および総会の承認を得て申請中のところ11月20日付で文部大臣の承認を得た。その内容は次のとおりである。

定款変更の条項および理由

1. 第5条 第1項「通常会員 この法人の目的に賛同し, 次の区分により会費を納める者
 A会員 会費年額金 1,080円を納める者
 B会員 会費年額金 2,040円を納める者
 中 次のとおり変更する。
 A会員 会費年額金 1,320円を納める者
 B会員 会費年額金 2,400円を納める者

第6条 第2項「団体会員 この法人の目的事業に賛同し, 会費年額A会員として1口金 1,500円を1口以上, B会員として1口金 3,000円を1口以上を納める団体」中, 1,500円を1,800円に, 3,000円を3,600円に変更する。

(理由) 最近の印刷費および通信発送費の値上りにも拘らずその処置が遅れたため経費が不足勝ちとなりどうしても会費を2割程度値上げしなければ学会の運営が不可能となるからである。

2. 第22条 次の条項を加え, 以下各条順次繰り上げとなる。

第23条 この法人に次の評議員をおく

評議員 5名以上10名以内

- (2) 評議員は, 理事会において, 会員のうちから選出し理事長がこれを委嘱する。
 (3) 評議員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。評議員に欠員を生じたときは, 本条第2項により補い, 補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。

第24条 評議員は, 評議員会を構成し, 理事会の諮

問機関とする。

(理由) 最近の気象学の範囲が拡大し, かつ従来より尚一層国際的となってきたため, かつ学会事業の発展に伴う円滑な運営を計るためには広く有識者の意見と援助を仰ぐ必要を生じ, 理事会の諮問機関として評議員制度を設ける必要がある。

3. 付則 第2項の次に次のものを加える

3. この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行し, 昭和37年4月1日から適用する。

こゝで正野理事長より新定款により次の諸氏に評議員をお願いしたき旨発言し, 一同の承認を得た。

第12期 評議員

和達清夫(気象庁長官)
 岡田群司(気象協会 理事長)
 小平吉男(気象研究所長)
 鯉沼寛一(気象庁予報部長)
 寺田一彦(気象庁海洋気象部長)
 孫野長治(北大教授)
 磯野謙治(名古屋大学教授)

報告2. 日米科学委員会に関する件(正野理事長)
 去る11月29日気象庁内気象大学校東京教室において和達清夫, 坪井忠二両氏による説明会を行ない, 内容に関し理解を深めることが出来た。

報告3. 明年度大会および総会に関する件(正野理事長)
 明年度大会および総会を5月15日から3日間新潟市(自治会館)において行なうこととなった。

議題 学会の運営と将来計画について
 評議員からいろいろ意見を出されたが, なお今後引き続き検討することとなった。

その他1. 和達評議員より藤原賞に関し次のような発言があった。

藤原記念会はなくなり, 気象協会に100万円依託し, 藤原賞受賞者選定に関し気象学会にまかせたい。これに関し近く正式文書を出す予定。

理事会としてはこれをうけることとし, 常任理事会において内規等に関し検討することとなった。

その他2. 小平評議員より日本生気象学会の発会式に出席し理事長の挨拶を読んだという報告があった。

その他3. 正野理事長より来春から約半年渡米するので理事長を辞退したいという発言があったが, 大谷理事の提案により早急な問題でないので次の常任理事会で相談することとなった。

その他4. 岸保理事より来年度学会賞候補者推せんに関し協力方要望があった。

なお, 理事会終了後役員懇談会を行なった。